

## 公告

地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程第6条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月13日

地方独立行政法人長野県立病院機構

長野県立こども病院長 原田 順和

### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立こども病院清掃業務委託

(2) 役務の特質

仕様書のとおり

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 履行場所

安曇野市豊科3100

長野県立こども病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程(以下「契約事務規程」という。)第4条第1項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 長野県における一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号に規定する競争入札に参加させないことができる者とされた者でないこと。
- (4) 本業務を履行するにあたり、現場作業員を管理監督できる者を配置できる体制があること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所を有する者であること。
- (6) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行なう必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (7) 過去3年間に、1年間継続業務を1回として、2回以上延べ床面積3,000㎡以上の病院の清掃業務契約を元請として結び、契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (8) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に定められた基準に適

合している者であること。

### 3 入札説明書の交付期間

平成24年2月13日（月）から平成24年2月24日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

### 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科3100

長野県立こども病院 事務部総務課施設係

電話 0263-73-6700 内線3011

### 5 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年3月7日（水） 午前10時

イ 場所 長野県立こども病院 南棟2階会議室東側

#### (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

#### (4) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した資料を平成24年2月24日（金）午後5時までに上記の4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な説明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (5) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第44条第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第8条第1項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

会計規程第45条第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第7条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第31条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

契約事務規程第11条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (9) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

### 6 その他

#### (1) この契約を締結した後、当該契約に係る法人の予算が承認されなかった場合、この契約が解除されることがあります。これにより、落札者に損害が生じたときは、落札者はその賠償を請求することができます。

#### (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。